

令和7年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付要綱

(目的)

第1条 山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会（以下「鉄利同盟会」という。）会長は、県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化を図るため、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクトにおいて実施する駅前でのイベントの拡充や人が集まる施設の整備、観光利用の促進等の取組に要した経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象団体等)

第2条 助成金の交付の対象となる団体等（以下「団体等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 県内の市町村及び市町村等で構成する団体
- 二 鉄道沿線市町村等で構成する県内の鉄道関係期成同盟会
- 三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者で、山形県内に本社がある事業者
- 四 県内の商工観光団体その他の団体
- 五 別表1の「対象事業」のうち(3)又は(4)③に掲げる事業を行う、県内に主たる事業所を有する事業者及び団体（ただし、(3)①及び③については、本条一から四に掲げる者のいずれかと連携して事業を行う者に限る。）
- 六 別表1の「対象事業」のうち(4)①に掲げる事業を行う、子ども・子育て支援法に基づく県内の特定教育・保育施設等、小学校及び遠足等業務を受託した旅行関連事業者、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施について、同法第34条の8第2項に基づき届け出ている者

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表1の「対象事業」のうち、新規性を有すると認められるものとする。ただし、(4)①、③及び④に掲げる事業については、新規性を問わない。

- 2 交付対象事業は、原則として令和8年3月19日までに完了する事業とする。
- 3 交付対象事業は、翌年度以降も継続的な実施が見込まれるものとする。ただし、別表1の「対象事業」のうち(2)①に掲げる事業であって、鉄道関係の周年事業や駅舎新築等の開業セレモニー等に伴うイベント、(3)②及び(4)④に掲げる事業については、継続的な実施を問わない。

(事業の新規性)

第4条 前条第1項に規定する「新規性」については、新たに事業を実施するもののほか、過年度事業から事業内容や開催場所等を拡充するもの、他団体との連携を強

化するもの等とする。なお、既存事業の振替は、新規性を有するとは認めない。

(交付対象経費及び助成金の額等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費とする。

- 2 助成金の交付額は、交付対象経費の額（交付対象事業の実施に伴い自己資金以外の収入がある場合は、交付対象経費から当該収入を除いた額）に別表1の「助成率」を乗じ、千円未満を切り捨てた額（別表1の「対象事業」のうち（4）①及び③に掲げる事業に係る経費を除く。）又は、別表1の「上限額」のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を希望する団体等は、別表1の「対象事業」のうち（4）①に掲げる事業を除き、交付申請書（様式1）を、鉄利同盟会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、別表1の各「区分」につき、1事業のみ可能とする。
- 3 別表1の「対象事業」のうち（4）①に掲げる事業に関して本助成金の交付を希望する団体等は、交付対象事業の完了後に、交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。
- 4 前項の交付申請書兼実績報告書の提出は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月23日のいずれか早い期日までとする。

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付の決定（前条第2項の申請があった場合は、助成金の交付決定及び額の確定）を行い、申請した団体等に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という）は、申請内容を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式2）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の20パーセント以内の増減（助成金の増額がある場合を除く）又は会長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 交付団体等（第6条第2項の交付申請書兼実績報告書を提出した団体等を除く）は、交付対象事業が完了した場合は、実績報告書（様式3）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和8年3

月23日のいずれか早い期日までとする。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の額の確定を行い、当該交付団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 会長は、前条の助成金の額の確定後、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付団体等の努力義務)

第12条 交付団体等は、事業年度終了後も交付対象事業の継続に努めなければならない。

2 交付団体等は、助成金により取得した物品等（助成金の対象として申請した経費により取得した物品等）を、申請した交付対象事業以外に使用してはならない。ただし、申請した交付対象事業の実施に支障のない範囲での使用は除く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表1 交付対象事業

区分	対象事業	助成率	上限額
(1) 駅を中心としたまちづくりの推進	①駅及び駅周辺施設を活用した、駅周辺の賑わいの創出につながる施設整備 〔例〕コワーキングスペース、学習スペース、カフェ等の整備	2分の1	2,000千円
	②駅からの周遊や、駅へのアクセスの改善に資する施設整備 〔例〕シェアサイクル、駐車場（パークアンドライド用）等の整備		
	③鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査、実証実験 〔例〕新駅整備の検討に必要な調査、路線新設（LRT等）の検討に必要な調査		
(2) 観光・ワーケーション等による交流人口の拡大	①駅前や駅及び駅周辺施設を活用したイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	500千円
	②企画列車の運行や、鉄道や沿線の資源を活用したツアー企画等の実施		
	③イベント開催時の二次交通の整備	2分の1	100千円
(3) 人と物の往来拡大による地域産業の活性化	①駅周辺におけるビジネスイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	200千円
	②鉄道を活用した荷物輸送の実施		
	③鉄道に関連した沿線の特産品開発 〔例〕鉄道路線にちなんだ日本酒、駅名を冠した菓子の開発	2分の1	250千円
(4) 沿線住民の意識醸成・利用拡大	①鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施（小学生以下に限る。）	10分の10	(片道) 500円/人 (往復) 1,000円/人
	②沿線住民等の買い物等での鉄道利用に特典を付与することによる、日常的な鉄道利用の促進に資する取組の実施（鉄道の利用を伴うものに限る。通勤・通学を除く。鉄道運賃に係る助成を除く。） 〔例〕通勤・通学以外で鉄道を利用し、かつ、沿線の店舗で買い物をした際に、次回使えるクーポンやポイントを配布	2分の1	200千円
	③駅周辺の美化活動	10分の10	50千円
	④鉄道運行再開に向けた機運醸成、再開前後の利用拡大の取組の実施 〔例〕鉄道運転再開を祈念した沿線駅前イベント、運転再開時のセレモニー	3分の2	700千円

別表2 交付対象経費

費目	用途の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師や専門家、イベント参加団体等に対する謝金 ・特産品開発に係る技術指導費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の旅費（団体等の構成員に係る旅費は対象外） ・鉄道を使った遠足・社会科見学の鉄道運賃
備品・消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な器具・用具、消耗品等（取得価格が10万円未満（消費税込み）に限る。）
印刷・広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費 ・クーポン券の印刷費 ・新聞折り込み、Web 広告等の掲載費
運搬・郵送費	<ul style="list-style-type: none"> ・資料、資機材等の運搬・郵送料 ・荷物輸送に係る経費
商品開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発に係るデザイン費、試作品原材料費、試作品製作費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材や会場の借上料
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の設計及び鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査等の委託に係る経費 ・駅からの二次交通整備に係るシャトルバス、タクシー等の運行費用 ・特産品開発や市場調査等の委託に係る経費
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の工事に係る経費
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用者へのクーポン（ポイント）配付相当額 ・その他、活動に必要な経費のうち会長が認める経費

※施設整備における維持費・運営費、イベント実施を伴わないパンフレット・グッズ等の作成費用は対象外とする。

※鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施については、鉄道運賃のみを対象とする。

※令和7年4月1日以降に発生する経費を対象とする。